

1 事業背景

<都の現状>

- 措置入院件数が全国で最も多く、対象者が非常に多い
(元年度実績：1,211件 (**全国の5分の1の件数**))
- 医療保護入院患者については、平成25年に退院促進に係る仕組みが制度化され、「精神保健福祉士配置促進事業」や「精神障害者早期退院支援事業」により退院後支援体制整備を実施
一方で、措置入院患者については、上記のような個別の退院後支援の仕組みがない

<措置入院患者の特性>

- 措置入院者の中には、定期的な服薬ができない、本人が外来受診を継続しない等により、再入院に至る者が存在する
支援には専門性等が求められることから、地域援助事業者等の各主体別々の取組では、対応は困難である

▶計画的・包括的な支援により再入院を防止する必要

- 症状の特性から近隣トラブルを抱えていたり、経済的理由で日常生活に支障を生じている、家族ないしは支援者が不在である、家族が退院を望まない、等の地域生活を実現、継続するうえでの種々の個別的困難要因を抱えている

▶計画策定会議には本人・家族等が参加し、ニーズを反映
▶個別事情に応じた支援関係者も会議参加可能

国の動向

- 法改正に先行して、診療報酬改定により「医療機関が自治体と連携した退院支援を実施」した場合の評価が新設(平成30年4月～)
- 併せて、現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後の医療等の支援の具体的な手順としてガイドラインを発出(平成30年3月)

他県等の動向

- 国の動向を踏まえ、独自のガイドライン等を策定し、退院後支援を開始

	ガイドライン等策定状況	ガイドライン等に基づく支援実績(30年度)
横浜市	平成29年4月作成済	97人(※) (措置入院者 375人)
埼玉県	平成30年4月作成済	136人 (措置入院者 515人)
神奈川県	平成30年9月作成済	47人 (措置入院者 124人)

※ 横浜市の支援実績については情報提供があった29年度実績
※ 措置入院者数は当該年度の実績

本事業の実施により対応の困難な措置入院者の個別事情に即して、各主体が連携した退院後支援体制を構築することにより、円滑な社会参加、地域生活の実現を図る。



都の特徴(措置件数の多さ、措置権者(東京都)以外に措置入院者への支援の主体となる自治体が25自治体(特別区、保健所設置市)存在)を踏まえ、全都統一的な支援体制整備に向け「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定(令和2年1月)

措置入院者退院後支援体制整備事業

2 事業概要

措置入院者退院後支援ガイドラインの運用

○都ガイドラインに基づき、各都機関において以下の役割により退院後支援を行う。

■各都機関の役割

<都（精神保健医療課）の役割>

- ・他道府県居住者、帰住先不明者の計画作成等に係る調整等
- ・各自治体からの措置入院者個人情報照会に係る業務
- ・都ガイドラインに沿った運用状況把握

<都（総合）精神保健福祉センターの役割>

- ・退院後にアウトリーチの活用が想定されるケースなどの専門的援助（会議参加等）

<東京都保健所の役割>

- ・措置入院者の情報収集に関する業務
- ・措置入院者からの支援計画作成の同意取得のための業務
- ・計画作成、会議運営及び支援に関する業務

事項	内容
旅費	退院後支援（情報収集、会議運営・参加時等）に要する交通費
役務費	情報照会時の郵券代等

措置入院者退院後支援ガイドライン専門研修の実施

○都ガイドラインに基づき、退院後支援に従事する職員向けの研修を実施する。

■研修対象：都内保健所・保健センター等において措置入院患者の退院後支援を行う保健師等（各機関1人程度）

■実施回数：1回（100人規模）、3日間コース

■実施方法：委託

事項	内容
委託料	研修実施経費

措置入院者退院後支援ガイドライン検証委員会の開催

○ガイドラインの運用開始後、退院後支援の効果検証や、ガイドライン内容に実態を反映したものとするため委員会を開催する。

■委員構成：ガイドライン検討会と同一委員構成を想定

■開催回数：2回

■検討事項：検証結果に基づくガイドラインの修正について 等

事項	内容
報償費 役務費 一般需用費	委員謝礼（ガイドライン検討会と同一委員構成を想定）等会議経費

都保健所開催会議経費

○都保健所がガイドラインに基づき開催する、退院後支援計画作成のための会議や、地域で開催される支援計画作成のための会議へ、地域援助事業者等支援関係者や精神科医療機関職員が出席する際の報酬等を支給し、退院後支援に必要な体制の充実を図る。

事項	内容
報償費 役務費 一般需用費	地域援助事業者等の会議参加費 精神科医療機関職員の地域会議参加費